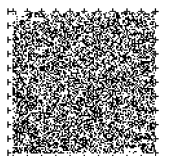


第3部

第7期刈谷市障害福祉計画

第3期刈谷市障害児福祉計画



第1章 サービス利用の状況

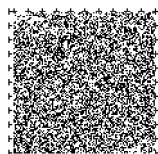
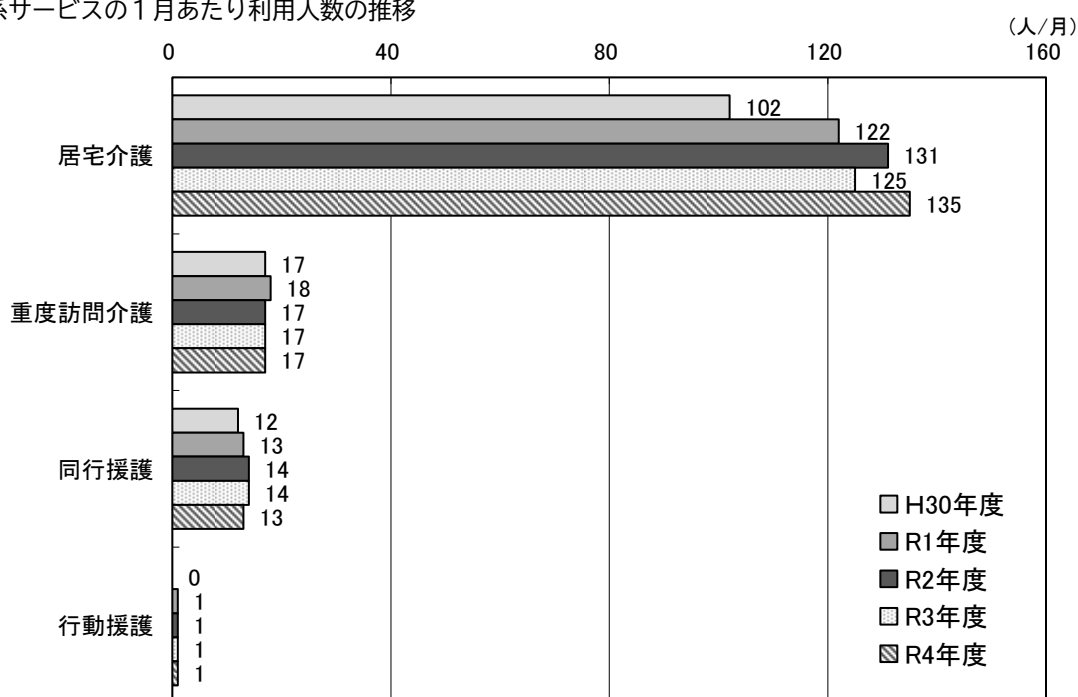
1 障害福祉サービス等の提供状況

(1) 訪問系サービス

○居宅介護の利用は、増減しながら増加傾向となっています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護	人/月	102	122	131	125	135
	時間/月	1,462	2,066	2,615	2,545	3,124
重度訪問介護	人/月	17	18	17	17	17
	時間/月	3,006	4,070	4,096	4,538	4,462
同行援護	人/月	12	13	14	14	13
	時間/月	99	112	122	107	106
行動援護	人/月	0	1	1	1	1
	時間/月	0	18	16	25	36
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0

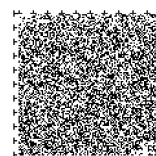
■訪問系サービスの1月あたり利用人数の推移



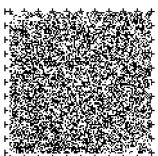
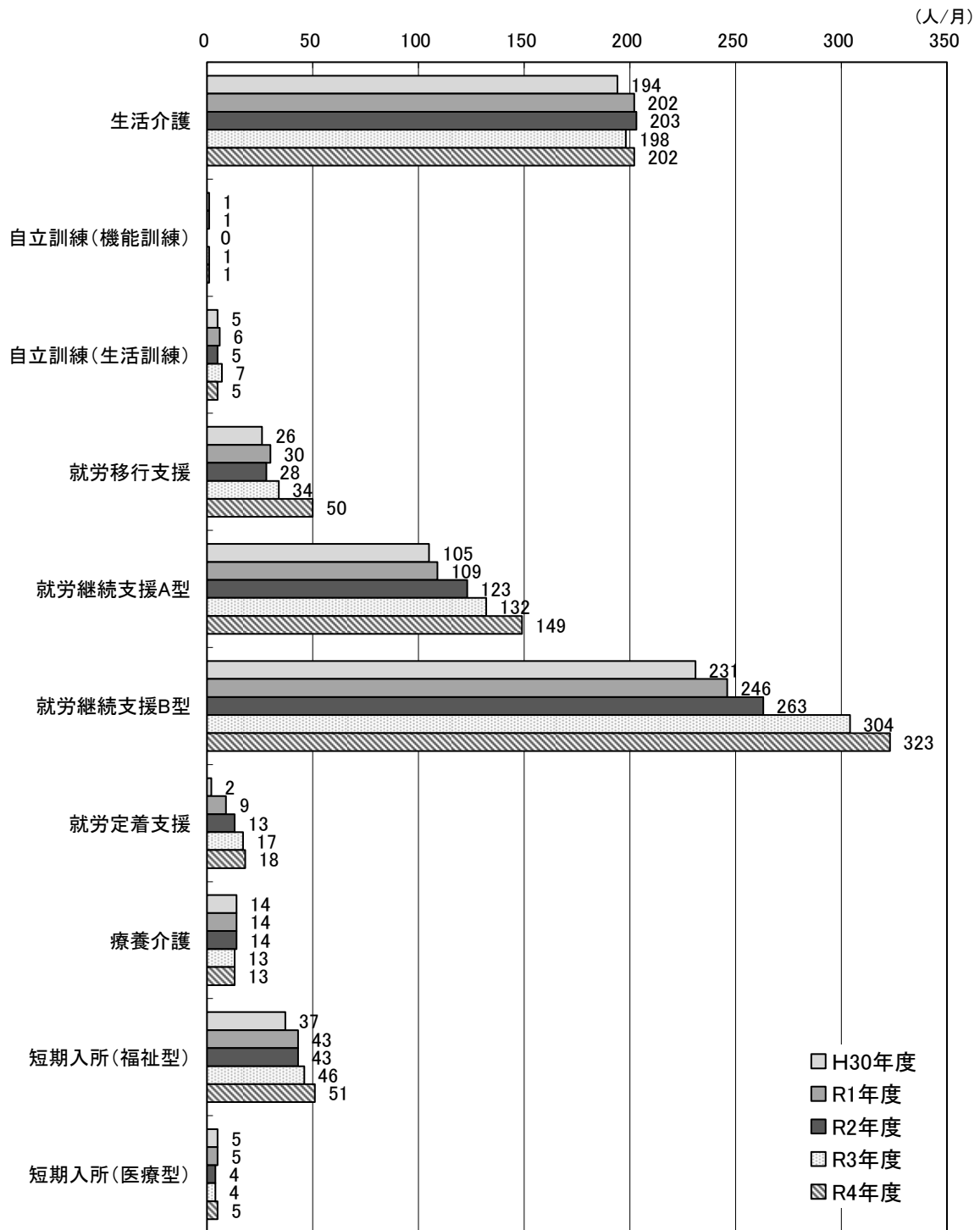
(2) 日中活動系サービス

○就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所（福祉型）は、利用が増加しており、特に、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用が急増しています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
生活介護	人/月	194	202	203	198	202
	人日/月	3,999	3,872	3,926	3,861	3,865
自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	1	0	1	1
	人日/月	14	4	0	3	5
自立訓練 （生活訓練）	人/月	5	6	5	7	5
	人日/月	34	45	44	59	50
就労移行支援	人/月	26	30	28	34	50
	人日/月	436	480	475	599	831
就労継続支援（A型）	人/月	105	109	123	132	149
	人日/月	2,044	2,112	2,378	2,595	2,891
就労継続支援（B型）	人/月	231	246	263	304	323
	人日/月	3,996	4,272	4,561	5,134	5,418
就労定着支援	人/月	2	9	13	17	18
療養介護	人/月	14	14	14	13	13
短期入所 （福祉型）	人/月	37	43	43	46	51
	人日/月	274	344	327	390	367
短期入所 （医療型）	人/月	5	5	4	4	5
	人日/月	25	22	22	23	27



■日中活動系サービスの1月あたり利用人数の推移



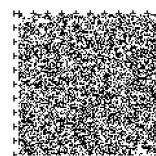
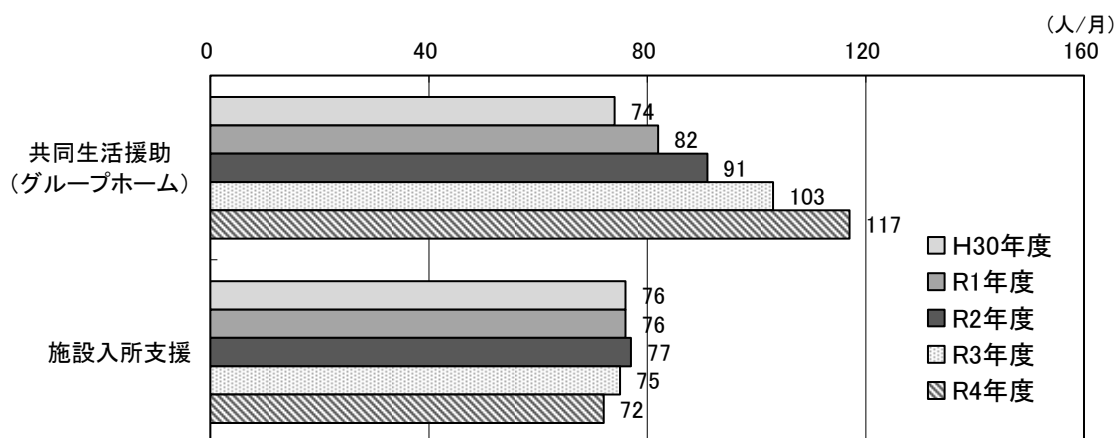
(3) 居住系サービス

○共同生活援助（グループホーム）は、利用が増加しています。

○施設入所支援は、利用が減少しています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	74	82	91	103	117
施設入所支援	人/月	76	76	77	75	72

■居住系サービスの1月あたり利用人数の推移



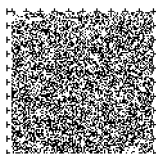
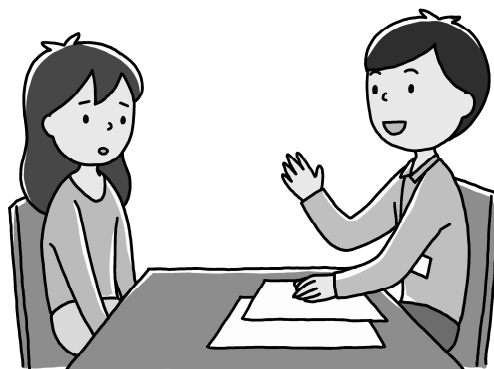
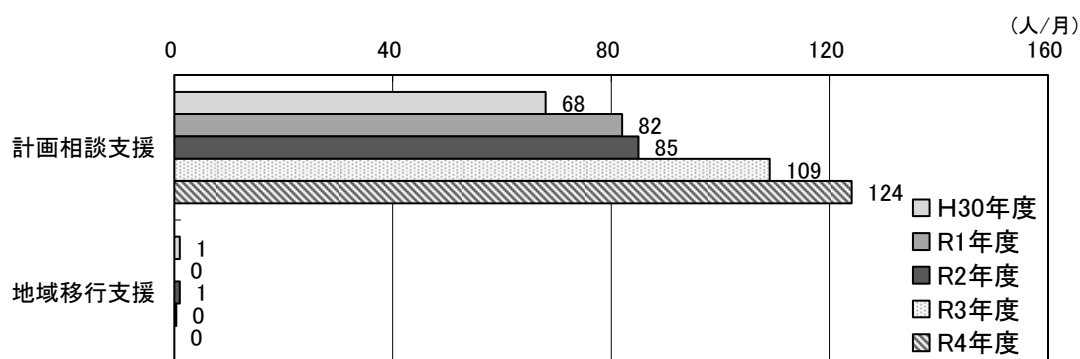
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

○計画相談支援（サービス利用計画の作成）は、利用が増加しています。

○地域定着支援は、平成24年度から位置付けられているサービスですが、まだ本市での利用はありません。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
計画相談支援	人/月	68	82	85	109	124
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0

■相談支援の1月あたり利用人数の推移



2 地域生活支援事業の利用状況

○手話通訳者派遣事業、日中一時支援事業で利用が増加しています。

①理解促進研修・啓発事業

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

③相談支援事業

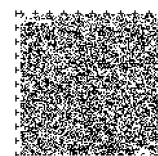
区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
基本相談支援事業	か所	4	4	4	5	5
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
成年後見制度利用支援事業	件	3	1	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

⑤意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	251	272	267	246	301
要約筆記者派遣事業	件	21	17	25	16	40



⑥日常生活用具給付等事業

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
介護訓練支援用具	件	0	7	7	8	11
自立生活支援用具	件	10	8	20	19	18
在宅療養等支援用具	件	23	31	40	54	22
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	29	17	18
排せつ管理支援用具	件	2,167	2,346	2,503	2,547	2,386
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	0	0	0

⑦手話奉仕員養成研修事業

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	13	13	0	16	20

⑧移動支援事業

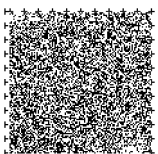
区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
移動支援事業	人/月	111	104	73	80	83
	時間/月	1,034	1,010	627	623	669

⑨地域活動支援センター事業

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域活動支援センター事業	か所	6	6	6	5	5
	人/月	63	63	55	57	50

⑩任意事業

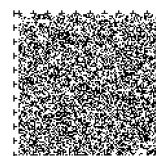
区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
移動入浴事業	人/月	7	9	9	7	6
日中一時支援事業	人/月	42	61	63	66	73
	回/月	222	408	466	472	528
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	講座数	4	4	3	3	4
	定員数	180	180	60	64	84
文化芸術活動振興	講座数	5	5	5	6	6
	定員数	100	100	100	68	106
自動車運転免許取得・改造助成	人	7	9	11	7	9



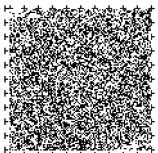
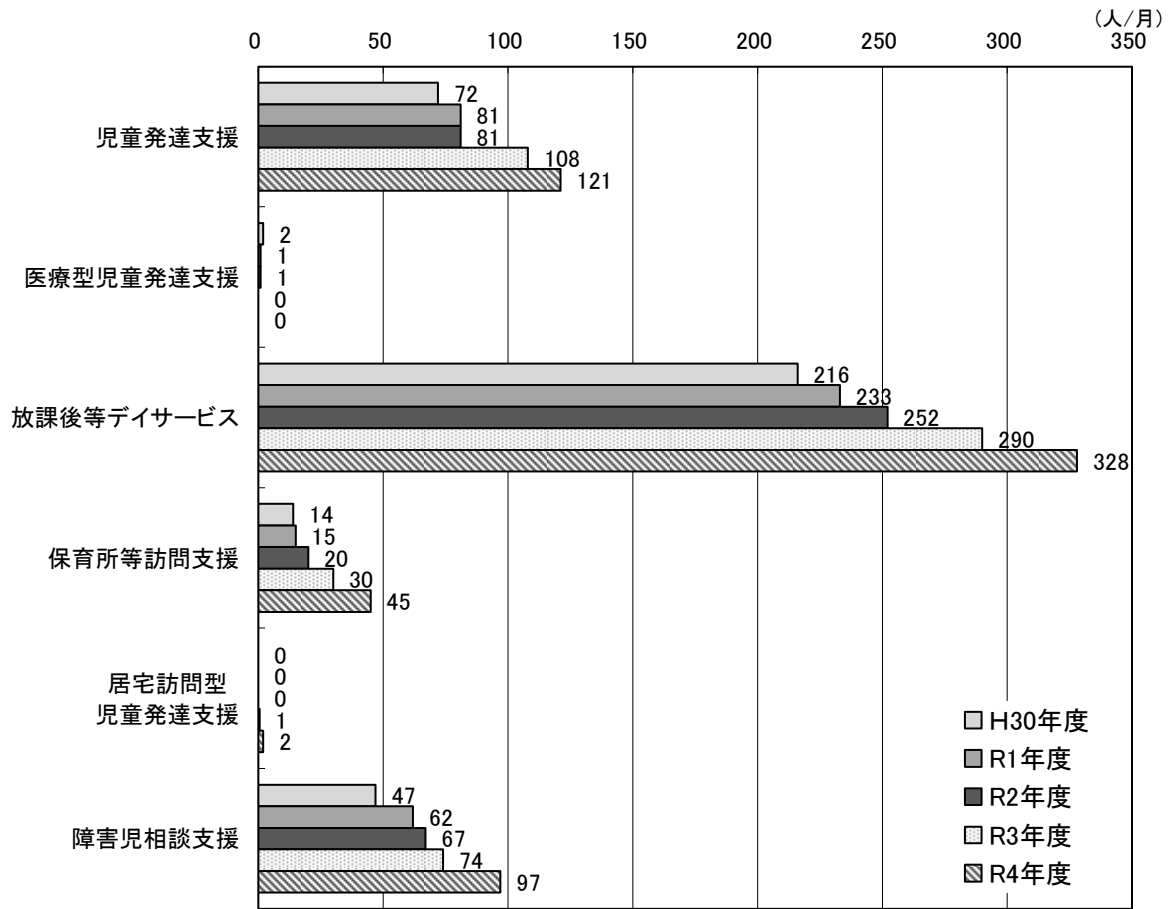
3 障害児通所支援等の利用状況

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、市内事業所が増加したため、利用が急増しています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童発達支援	人/月	72	81	81	108	121
	人日/月	881	1,019	1,024	1,289	1,518
医療型児童発達支援	人/月	2	1	1	0	0
	人日/月	14	9	7	0	0
放課後等デイサービス	人/月	216	233	252	290	328
	人日/月	2,458	2,720	3,143	3,610	4,217
保育所等訪問支援	人/月	14	15	20	30	45
	人日/月	16	16	20	31	49
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	2
	人日/月	0	0	0	1	4
障害児相談支援	人/月	47	62	67	74	97
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	3	4	6	6



■児童福祉法に基づくサービスの1月あたり利用人数の推移



4 市内事業所の状況

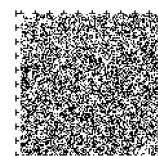
本市で障害福祉サービス等を提供する事業所は、増加傾向にあります。種類によっては不足あるいは提供されていないサービスもあります。また令和7年度以降に新たに始まるサービスもあるため、見込み量を確保するためにも新たな事業所の参入を促進する必要があります。

第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画策定時の令和2年度と比較して、主なものとして、就労継続支援B型が4事業所増加、共同生活援助（グループホーム）が5事業所増加、児童発達支援が8事業所増加、放課後等デイサービスが10事業所増加しています。

■市内事業所の状況

種類		事業所数	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	16
		重度訪問介護	16
		同行援護	7
		行動援護	0
	日中活動系サービス	生活介護	10
		自立訓練（機能訓練）	0
		自立訓練（生活訓練）	2
		就労移行支援	6
		就労継続支援A型	8
		就労継続支援B型	17
		就労定着支援	3
		短期入所	6
	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	10
		施設入所支援	2
	相談支援	計画相談支援	6
		地域移行支援	2
地域定着支援		2	
地域生活支援事業	移動支援	9	
	地域活動支援センター	1	
	移動入浴	2	
	日中一時支援	5	
障害児通所支援等	児童発達支援	16	
	放課後等デイサービス	27	
	保育所等訪問支援	5	
	障害児相談支援	3	

令和5年9月現在



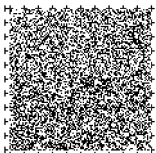
第2章 成果目標の設定

1 国の成果目標

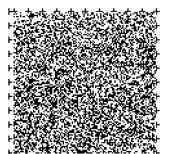
国の示す基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、目標を設定し、それらの達成をめざし、施策を推進します。

■国の示す成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

番号	項目	内容
1	地域生活移行者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
	施設入所者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率： 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
4	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上
	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上



番号	項目	内容
4	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上
	就労定着支援事業の利用者数	・令和8年度中の利用者数が、令和3年度実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率	・令和8年度中の就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上
5	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	・令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	医療的ケア児支援のための協議の場	・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	・令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
7	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築



2 本市の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の令和4年度末の施設入所者数は、72人です。

施設入所者が高齢化・重度化している状況に鑑み、令和8年度末において3人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数の削減については、強度行動障害のある人等への対応等、一定の必要性があることも踏まえ、令和8年度末における施設入所者数は、68人を目標とします。

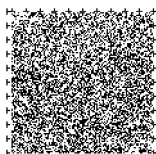
項目	基準値
令和4年度末の施設入所者数	72人

【本市の成果目標】

項目	目標 (R8年度)
地域生活への移行者数	3人 (基準値の4.2%)
施設入所者数	68人 (基準値の5.6%削減)

【目標達成に向けた取組】

- 基幹相談支援センターをはじめ、各関係機関との連携により、地域で生活するために必要な障害福祉サービスを利用できるよう、支援ニーズの把握に努めます。
- 地域生活への移行先となるグループホーム等の整備を促進するとともに、運営補助等の必要な支援を行います。
- 強度行動障害のある人を受け入れる事業所の拡充を図るため、運営補助を行います。
- 重症心身障害のある人を受け入れる短期入所事業所への運営補助を行います。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

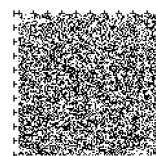
精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、令和8年度末における活動指標を下記のように設定します。

【本市の活動指標】

項目	R6年度	R7年度	R8年度
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場の開催回数	2	2	2
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場への関係者の参加者数	12	12	12
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	2	2	2
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	47	55	65
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4	4	4

【目標達成に向けた取組】

○精神障害のある人の家族に対する支援の充実に向け、保健、医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場を活用し、地域包括ケアシステムの具体化を進めます。



(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点等を面的整備により確保しています。

【本市の成果目標】

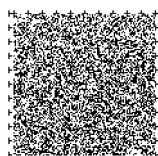
項目	目標（R8年度）
地域生活支援拠点等の整備	実施
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	年1回以上
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	実施

【本市の活動指標】

項目	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1	1	1
コーディネーターの配置人数	1	1	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	3	3	3

【目標達成に向けた取組】

- 地域生活支援拠点の運営状況を検証し、各機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に向けた検討を行います。
- 強度行動障害のある人を受け入れる事業所の拡充を図るため、運営補助を行います。
- コーディネーター、緊急時の受入事業所、市による情報共有ネットワークにより、緊急時の円滑な受入れを図ります。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者のうち、令和3年度の一般就労移行者数は29人です。

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の29人から40人（就労移行支援15人、就労継続支援A型21人、就労継続支援B型4人）に増やすことを目標とします。

就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合が全体の50%以上とする目標とします。

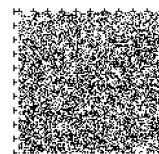
また、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の26人から37人に増やすことを目標とします。

加えて、令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする目標とします。

項目	基準値
令和3年度の就労移行支援事業等からの一般就労への移行者数	29人
うち就労移行支援事業からの移行者数	11人
うち就労継続支援A型事業からの移行者数	16人
うち就労継続支援B型事業からの移行者数	0人
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	26人

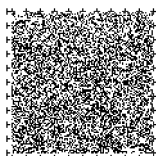
【本市の成果目標】

項目	目標（R8年度）
一般就労への移行者数	40人 (基準値の1.38倍)
うち就労移行支援事業からの移行者数	15人 (基準値の1.36倍)
うち就労継続支援A型事業からの移行者数	21人 (基準値の1.31倍)
うち就労継続支援B型事業からの移行者数	4人 (令和2年度実績の1.33倍)
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上
就労定着支援事業利用者数	37人 (基準値の1.42倍)
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上



【目標達成に向けた取組】

- 就労移行支援や就労定着支援等の活用を促進します。
- 刈谷市障害者自立支援協議会において、障害のある人が経済的にも自立して生活するために、一般就労に向けた検討を引き続き行います。
- 障害のある人の雇用を促進するため、引き続き企業に対する働きかけを行います。
- 優先調達の促進等により、障害のある人の賃金・工賃向上につなげ、就労意欲の向上を図ります。



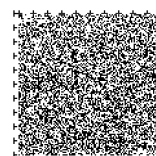
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、令和8年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとしています。

本市では、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでにサービスの提供体制が確立されています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置や医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置されています。そのため、これらの障害のある子どもに対する支援の提供体制の維持と一層の充実を図ることを目標とします。

【本市の成果目標】

項目	目標（R8年度）
児童発達支援センターの設置	1か所以上
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所以上
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

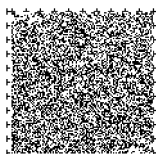


【本市の活動指標】

項目	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	6	6	6
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	15	15	15
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	1	1	1
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	20	20	20

【目標達成に向けた取組】

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、福祉・教育・保育等の分野において連携がとりやすい体制を整えていくとともに、医療的ケア児支援の周知を行います。
- 保護者が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識を身に付け、適切な対応をするための支援体制を構築します。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置とともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

本市では、基幹相談支援センターはすでに設置しているため、相談支援体制の一層の充実・強化を図ることを目標とします。

【本市の成果目標】

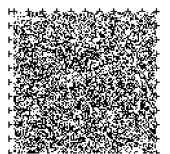
項目	目標 (R8 年度)
基幹相談支援センターの設置	有

【本市の活動指標】

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	7	7	7
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2	2	2
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4	4	4
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4	4	4
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	8	8	8
協議会の専門部会の設置数	5	5	5
協議会の専門部会の実施回数	16	16	16

【目標達成に向けた取組】

- 相談支援体制を充実・強化するため、障害の種別や手帳の有無にかかわらず各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言及び人材育成のための研修等を実施し、地域の相談支援機関との連携強化を進めます。
- 刈谷市障害者自立支援協議会の部会や連絡会において相談支援事業所同士の意見交換及び情報共有を図ります。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等は多様化しており、障害のある人のニーズに合わせた障害福祉サービス等を提供するため、サービスの質を向上させる体制を構築することを目標とします。

【本市の成果目標】

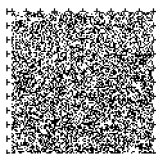
項目	目標 (R8 年度)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施

【本市の活動指標】

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	12	12	12

【目標達成に向けた取組】

- 障害者総合支援法をはじめ関係法令の理解促進のため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。
- 指導監査結果について引き続き共有するとともに、共通項目等について各事業所へ周知することにより、類似事例の発生防止を図ります。



第3章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込み

障害福祉サービスの内容と見込み量は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

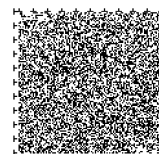
■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	人/月	125	135	139	144	149	154
	時間/月	2,545	3,124	3,697	3,830	3,963	4,096
重度訪問介護	人/月	17	17	16	16	16	16
	時間/月	4,538	4,462	4,073	4,003	4,003	4,003
同行援護	人/月	14	13	10	9	8	7
	時間/月	107	106	80	78	70	61
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	25	36	31	36	36	36
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）



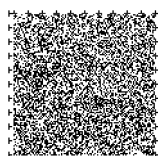
【見込み量の確保の方策】

○居宅介護、重度訪問介護では、今後のサービス需要の増大に備え、引き続き幅広い事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害のある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障害のある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設等へ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
医療型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、重症心身障害児・者等の重い障害のある人を短期間医療機関等へ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。



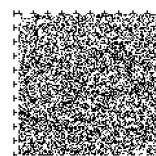
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	人/月	198	202	207	208	209	210
	人日/月	3,861	3,865	3,968	4,056	4,076	4,095
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	3	5	18	18	18	18
自立訓練 (生活訓練)	人/月	7	5	4	4	4	4
	人日/月	59	50	41	41	41	41
就労選択支援	人/月				0	1	3
就労移行支援	人/月	34	50	50	57	65	74
	人日/月	599	831	842	1,004	1,145	1,304
就労継続支援A型	人/月	132	149	158	173	190	208
	人日/月	2,595	2,891	2,975	3,401	3,735	4,089
就労継続支援B型	人/月	304	323	342	371	403	438
	人日/月	5,134	5,418	5,764	6,443	6,998	7,606
就労定着支援	人/月	17	18	16	18	21	24
療養介護	人/月	13	13	14	14	14	14
短期入所 (福祉型)	人/月	46	51	54	57	60	64
	人日/月	390	367	392	439	462	493
短期入所 (医療型)	人/月	4	5	6	6	6	6
	人日/月	23	27	32	35	35	35

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 生活介護については、特に身体障害のある人、知的障害のある人のニーズが高く、継続的な利用を希望する傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- 就労継続支援B型については、特に知的障害のある人や精神障害のある人のニーズが高く、障害のある人の就労の実現のため、事業所参入の促進を図りつつ、ハローワーク等関係機関と連携しながらサービス提供体制を整備します。
- 短期入所については、特に身体障害のある人、知的障害のある人のニーズが高いサービスであるため、今後も事業所の確保に努めます。



(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

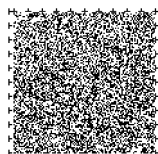
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	103	117	124	138	153	170
施設入所支援	人/月	75	72	73	71	70	68

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 自立生活援助については、入所施設やグループホームの利用者に対する情報提供により、利用促進を図ります。
- グループホームは、地域生活への移行を推進する上でも重要な役割を担うサービスであるため、運営費用に対する補助事業を周知し、幅広い事業者の参入を推進します。
- グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等を組み合わせることにより、地域生活への移行を支援します。



(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

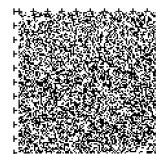
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	109	124	121	133	147	162
地域移行支援	人/月	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 計画相談支援については、今後の利用者の増加に備えて幅広い事業者の参入を促進し、支援を必要とする利用者に対するサービス利用の調整やモニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域移行支援、地域定着支援については、刈谷市障害者自立支援協議会をはじめとする関係機関の連携により、施設入所者や入院中の精神障害のある人、単身で障害のある人が地域で生活できるよう、必要とする人に対する周知を図ります。



2 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、各種事業の見込み量を設定します。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容

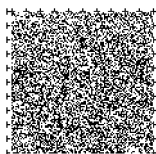
障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量の確保の方策】

- 障害や障害のある人への理解を深めるため、市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関誌等による広報・啓発活動を行います。
- ヘルプマークや災害時障害者支援用バンダナ、障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。



(2) 自発的活動支援事業

■サービスの内容

障害のある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量の確保の方策】

○活動場所の提供等の支援を通じて当事者団体の主体性の醸成を図り、障害のある人の生きがいづくりを促進します。

(3) 相談支援事業

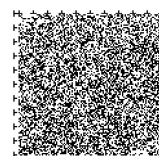
■サービスの内容

障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	6	6	6	6
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターの年度の実績は、4月1日時点の実施か所数



【見込み量の確保の方策】

- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導、助言、情報収集、人材育成等を行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。
- 障害のある人の一般賃貸住宅への入居希望に関する相談等、必要な支援体制を確保します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

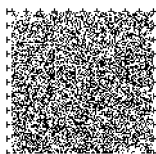
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	0	2	2	2

※令和5年度は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したものの

【見込み量の確保の方策】

- 多くの方が利用できるように制度利用の要件緩和を検討します。
- 成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、成年後見制度の利用対象年齢も引き下げられたため、制度の利用促進のための情報提供を進めます。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容

判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人等が得られないときに社会福祉法人等が後見人となり財産管理等の法律行為について支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量の確保の方策】

- 本市では、受任者調整会議において、本人の状況に適した後見人候補の選出について協議します。
- 社会福祉協議会が法人後見を受任できるよう支援します。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により支援します。

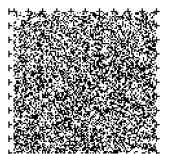
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	246	301	276	277	278	279
要約筆記者派遣事業	件	16	40	30	35	40	46

※手話通訳者設置事業を除く令和5年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したものの

【見込み量の確保の方策】

- 手話通訳者及び要約筆記者養成講座を通じて、人材確保に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。



(7) 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

障害のある人に対して、日常生活用具費等を給付します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件	8	11	8	8	8	8
自立生活支援用具	件	19	18	20	25	31	39
在宅療養等支援用具	件	54	22	28	27	26	25
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	28	31	35	39
排せつ管理支援用具	件	2,547	2,386	2,712	2,812	2,916	3,024
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したものの

【見込み量の確保の方策】

○日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び利用に関する情報提供を行い、利用を支援します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

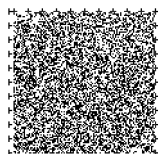
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	16	20	23	20	20	20

※令和5年度の実績は、9月末時点の受講者数

【見込み量の確保の方策】

○手話奉仕員の養成研修を継続的に開催するとともに、現行よりも水準の高い講座の開催について、検討します。



(9) 移動支援事業

■サービスの内容

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業	人/月	80	83	97	107	118	130
	時間/月	623	669	714	888	980	1,079

※人/月は、実利用人数（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 「移動支援事業ガイドライン」の周知を進めるとともに、利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- 事業者の情報を周知するとともに、圏域内における幅広い事業者の参入を促進します。

(10) 地域活動支援センター事業

■サービスの内容

障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

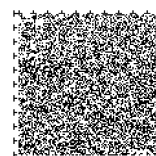
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	か所	5	5	6	6	6	6
	人/月	57	50	56	54	53	51

※人/月は、実利用人数（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- サービス提供事業者と連携し、創作的活動及び地域交流の場として、利用者のニーズに合ったサービス内容の提供を検討します。



【任意事業】

地域生活支援事業の任意事業では、障害のある人や家族の生活、社会参加、就労等を支援するため必要なサービスを提供します。各種事業の見込み量を以下のように設定します。

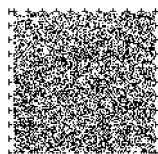
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日常生活支援							
移動入浴事業	人/月	7	6	7	7	7	7
日中一時支援事業	人/月	66	73	78	83	88	94
	回/月	472	528	599	637	676	722
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	3	4	4	4	4	4
	定員数	64	84	124	124	124	124
文化芸術活動振興	講座数	6	6	6	6	6	6
	定員数	68	106	106	106	106	106
自動車運転免許取得・改造助成	人	7	9	8	8	8	8

※人/月は、実利用人数（令和5年度のみ8月までの実績）
（但し自動車運転免許取得・改造助成の令和5年度は4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの）

【見込み量の確保の方策】

○日中一時支援については、特に知的障害のある人、障害のある子どもの利用ニーズが高まっていることから、圏域内における幅広い事業者の参入を促進しながら、引き続き事業を必要とする人へのサービス提供体制を確保します。



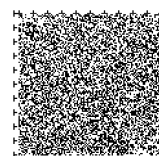
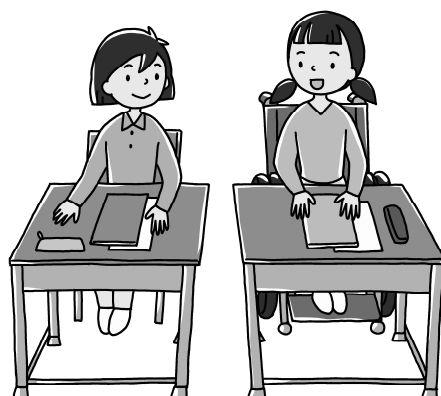
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み

(1) 障害児通所支援等

障害児通所支援等に関するサービスの見込み量を以下のように設定します。

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を利用している障害のある子どもに対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。



■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人/月	108	121	136	155	176	200
	人日/月	1,289	1,518	1,684	1,960	2,225	2,528
放課後等デイサービス	人/月	290	328	366	410	459	514
	人日/月	3,610	4,217	4,746	5,317	5,952	6,665
保育所等訪問支援	人/月	30	45	42	54	70	91
	人日/月	31	49	44	59	76	99
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	2	1	1	1	1
	人日/月	1	4	1	2	2	2
障害児相談支援	人/月	74	97	102	116	131	148

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援では、今後のサービス需要の増大に備え、引き続き幅広い事業者の参入を促進します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所の確保を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所への働きかけ等により、サービス提供体制の整備を促進します。

